

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



速報

民法改正法案成立 成年年齢が18歳に引き下げられます！

平成30年6月13日「民法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決され2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられる予定です。

成立するとどうなるの？

Q&A



Q1. 18歳になったら
飲酒・喫煙できるの？

A1.
健康への配慮から
20歳のまま変わり
ません。

Q3. 18歳で10年用
パスポートが
取れるの？

A3.
取れるようになります。高校3年生で
は同じクラス内で5年パスポートの
生徒と10年パスポートの生徒の両方
がいるようになります。

Q2. 18歳になったら親の同意なしで
クレジットカードの契約ができる
ようになるの？

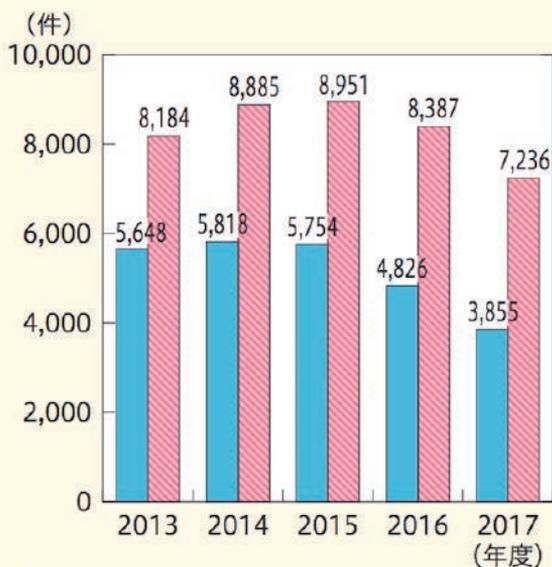


A2.
クレジットカードの契約
だけでなく、親の同意が
なくても一人でローン
を組んで自動車など高額
の商品を購入することも
できるようになります。
その反面、未成年者で
あることを理由に契約
の取り消しができる
「未成年者取消権」は
使えなくなります。



図表Ⅱ-1-5-1

契約当事者18-22歳の
年度別消費生活相談件数
(平均値)



(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2018年3月31日までの登録分)。

出典：平成30年版 消費者白書

消費者白書によると、20歳になった若者(成人)の相談件数は未成年者と比べて多くなっており、契約金額も高額になる傾向があると報告されています。未成年者取消権による保護がなくなる満20歳を迎えた直後に悪質な事業者のターゲットとなった事例も見られることから、成年年齢が18歳に引き下げられた際には、誕生日を迎えた直後の18歳の高校生にもこれらの被害が急増する恐れがあります。

参議院法務委員会では、成年年齢引き下げに伴う消費者被害の拡大を防ぐために、2年以内に必要な措置を講ずるように求める附帯決議が出されました。法整備や体制の整備などは、決まり次第随時消費者だよりでご報告する予定です。

夏本番を迎える梅雨明け前、日焼け止め用商品の知識をはじめ、化粧水、乳液の使い方、効果的な洗顔の方法などスキンケアの基礎についてデモンストレーションを交えて学びました。



熱心に講義に聞き入る参加者



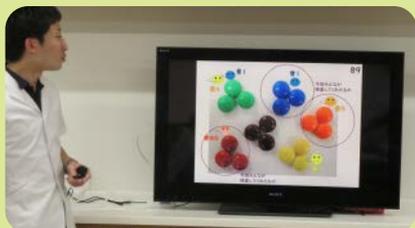
洗顔フォーム泡立てのデモ



7月26日(木)、27日(金)、8月4日(土)

夏休み子ども「添加物と微生物の実験教室」 消費者教室を開催しました。

昨年大好評だった実験教室、今年もみなと保健所の全面協力のもと、高学年向け教室のほか、土曜に低学年向けの親子教室も開催しました。



みなと保健所古関隊長のお話



合成着色料で染めた毛糸



ブラックライトで手洗い確認



顕微鏡で微生物を観察



象の歯磨き粉



人口イクラ作り



隊員証授与

8月8日(水)～30日(木)

感想

明治学院大学の学生がインターンシップで消費者センターの職場体験をしました。

今回のインターンシップに参加させて頂けて良かった、と感じる一番の要因は、今までの大学での学びが身に付いている部分もあると気付けた事です。「不実告知」や「クーリングオフ」等、今までの講義で聞いた事のある用語が沢山聞こえてくる9日間でした。

また、区役所での連絡会の際も事例の内容を聞いた時、すぐに何の事例であるかを予想し、当てることが出来ました。そんな些細なことと思われるかもしれませんが、私にとってはとても嬉しい事でした。この1年半、様々な法律について学んできましたが、テストの結果があまり奮わない事も多く悩むことが多かったのですが、この9日間で今までのことが全く身に付いていないわけではない、と感じる事が出来ました。この経験が、今後法学を勉強し続ける上で、少しでも自分の背中を押してくれれば、と思っています。



芝浦小学校夏講座に参加しました

お問い合わせ

港区立消費者センター

港区芝浦1-16-1(みなとパーク芝浦 2階)

TEL. 03-3456-4159

FAX. 03-3453-0458

<詳しくはお問い合わせください>

アクセス

- JR 山手線/京浜東北線
「田町駅」芝浦口(東口)より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線/浅草線
「三田駅」A6出口より徒歩6分



消費者センター 開催講座のご案内

日程	講座名	内容
9月26日	第2回 一日消費者教室 ワインの科学～正しい商品知識を学ぶ～	技術専門家より、ワイン製造の技術・表示や添加物・ワインの見分け方等の商品知識についてお話しいたします。
10月18日	実習消費者教室 おいしい防災食～ポリ袋でかんたん調理～	いざという時に備え、ポリ袋をつかった調理を体験し、併せて災害時の衛生管理、水の節約、食糧備蓄を学びます。
10月 9日 16日 23日	消費者教養講座（基礎） 【全3回】	「契約のキホン」「健康食品」「はじめてのスマホ契約」
11月16日 ～1月11日	消費者教養講座（応用） 【全6回】	「インターネット通信のトラブル」「アクセシブルデザインって何?」「見学会・製品安全」「お洗濯の基礎知識と活用術」「旅行のトラブル」「高齢者トラブル」
11月 6日	第3回 一日消費者教室 食用オイルの種類と使い分け	健康や美容に良いとされる、オイルの種類と効能を学び、上手に使い分け、料理などに活かしましょう。
12月 5日	第4回 一日消費者教室 キレイが続くおそうじ講座	トイレ&浴室の安全とお手入れのアドバイスを専門家に伺います。年末に向けて1年間の汚れを落とし、安全とキレイを維持するコツを身につけましょう。

※各講座の詳細につきましては、「広報みなと」または「HP」をご覧ください。

毎年9月は、高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間

高齢者が悪質商法で騙されています。

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。騙す手口は年々巧妙になり、時には複数人で役柄を演じ分けて勧誘し、お金を騙し取ろうとします。すでに被害に遭われた方は、隠したり泣き寝入りせずに、港区立消費者センターにご相談ください。少しでもおかしいと思った時も、気軽にご相談ください。また、周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン

どうしましたか? 何かありましたか? 大丈夫ですか? お困りですか?

みんなで見守り 悪質商法をノックアウト!

だまされないぞ! 見守られているから安心!

高齢者のみなさん、少しでも不安と思ったら、まず身近な人に相談しましょう。

あなたの見守りと声かけが、高齢者の被害防止につながります。

高齢者の消費者被害のご相談は **高齢者被害110番 03-3235-3366**

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの連絡・問い合わせは **高齢消費者見守りホットライン 03-3235-1334**

お近くの消費生活相談窓口につながります **消費者ホットライン 局番なし 188**

東京都消費生活総合センター **東京くらしWEB 検索**
くらしに関わる東京都の情報サイト www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp



港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/kurashi/shohi/index.html>

港区立消費者センター
しょうひせいかつせうだんせんようでんわ
消費生活相談専用電話

03(3456)6827

相談時間: 月～土 9:30～16:00 (日・祝日除く) ※土曜日は電話相談のみ



詳しくはホームページをチェック! こちら

